

公開用

令和3年2月定例会

春日部市教育委員会会議録

令和3年2月16日

春日部市教育委員会

I	期 日	令和3年2月16日 火曜日
II	場 所	春日部市教育センター 2階 視聴覚ホール
III	開 会	14時04分
IV	閉 会	14時59分

V 教育長及び出席委員

教育長	鎌田 亨
教育長職務代理者	金森 良泰
委員	水沼 章文
委員	岡田 新司
委員	秋山 早苗

VI 説明のための出席者

【学校教育部】

学校教育部長	宗広 則行
学校教育部学務指導担当部長	柳田 敏夫
学校教育部次長兼学校総務課長	篠原 直樹
学校教育部学務指導担当次長兼指導課長	舘野 俊之
指導課教職員担当課長	小野 誠
指導課担当課長兼教育相談センター所長	中川 貴子

【社会教育部】

社会教育部長	村田 誠
社会教育部次長兼社会教育課長	神谷 司
文化財保護課長	中野 達也
スポーツ推進課長	野口 美明

VII 書記

学校総務課 総務担当主幹	西川 宏之
学校総務課 総務担当主査	芦野 太朗

VIII 署名委員の指名
金森委員

IX 会議に附した議案

- 議案第 1 号 春日部市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第 2 号 春日部市文化財保存活用地域計画協議会条例の制定について
- 議案第 3 号 春日部市文化財保護審議会条例の一部改正について
- 議案第 4 号 春日部市史編さん委員会条例の一部改正について
- 議案第 5 号 令和2年度春日部市一般会計（教育費）補正予算について
- 議案第 6 号 令和3年度春日部市一般会計（教育費）予算について
-
- 報告第 1 号 春日部市教育委員会の事務部局の職員に対する人事評価実施要綱の制定について

X 議題及び議事の概要

鎌田教育長

ただいまから2月定例教育委員会を開会いたします。

はじめに、本日の会議録署名委員を指名します。金森委員、お願いします。

前回会議録（案）については、事務局より各委員に事前に配布しています。質疑等があれば、お聞かせ願います。

[「ごさいません」と言う人あり]

鎌田教育長

事前に配布した会議録（案）のとおりでよろしいですね。

[「結構です」と言う人あり]

鎌田教育長

前回会議録は、事前に配布した会議録のとおり承認されました。それでは事務局、会議終了後、前回署名委員の署名をいただいでください。

それでは議事に入ります。

はじめに、議案第1号 春日部市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

小野課長、お願いします。

小野指導課教職員担当課長

議案第1号、春日部市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、提案理由及び主な内容を説明申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

提案理由でございますが、本案は、市内の小学校、中学校及び義務教育学校に、学校運営協議会、いわゆるコミュニティ・スクールを導入するにあたり、協議会のメンバーとなる委員の報酬等を定める必要があるため、春日部市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例を一部改正したく、提案するものでございます。

続いて、主な内容について申し上げます。

議案書2ページをご覧ください。

特別職の職員で非常勤のものの職名及びその報酬を規定する別表第1に、太線で囲まれた部分で示したとおり、職名に学校運営協議会委員を、報酬に年額1万円をそれぞれ追加するものでございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

水沼委員

学校運営協議会の方の報酬が1万円と表記されております。

令和元年8月の時点で、確か学校評議員の方の費用弁償も違ったかと思いますが、その学校評議員の方と、こちらの金額の整合性は、どのように考えたらよろしいでしょうか。

鎌田教育長

小野課長、お願いします。

小野指導課教職員担当課長

ご指摘いただきました学校評議員ですが、報酬は年額5千円となっております。

今回提案の学校運営協議会委員は1万円ということで、まず大きく役割について違うものがありまして、学校評議員は、学校の校長が行う学校経営、学校運営を、学校関係者である学校評議員という外部の方が、個人的にそれぞれが意見を申し述べることができる。外部の方が、校長に対して意見を言うという役割になります。

一方、学校運営協議会委員というのは、学校運営協議会そのものが学校の職員も委員になった方、全員で話し合いをして子供達をどのように育てていくかというような会議を行う合議制の組織になっておりまして、その回数も学校評議員会は現行で行われている各学校では多くて年間に3回、だいたい2回という学校が多いですが、学校運営協議会は他市の状況を鑑みますと年間5、6回くらい行われておりますので、回数としても多く行いますし、責任の大きさも鑑みると年額1万円は妥当であると考えております。

以上でございます。

鎌田教育長

水沼委員、お願いします。

水沼委員

学校評議員、学校運営協議会委員の皆様方、それぞれ性格的なものが違うというのは、以前にこの会議の中でも議案として出されて、同じような性格じゃないでしょうかというような質問をさせていただいた経緯がございます。

ただ、こちらの学校運営協議会の方は、学校運営をする上で、より幅広く意見を求める。その中に、人事についても触れられていたというのが非常に引っかかる部分がございますので質問させていただきました。

どうもありがとうございました。

鎌田教育長

他にはありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第1号 春日部市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

鎌田教育長

挙手全員であります。

よって、議案第1号は、原案どおり可決と決しました。

次に、議案第2号 春日部市文化財保存活用地域計画協議会条例の制定についてを議題とし、説明を求めます。

中野課長、お願いします。

中野文化財保護課長

議案第2号、春日部市文化財保存活用地域計画協議会条例の制定について、提案理由及び内容につきまして説明申し上げます。

議案書3ページをご覧ください。

提案理由でございますが、文化財保護法第183条の9第1項の規定に基づき、文化財保存活用地域計画協議会を設置するため、条例を制定したく提案するものでございます。

次に、条例の主な内容について説明申し上げます。

議案書4ページをご覧ください。

本条例は、第1条から第9条までの全9条で構成されております。

第1条につきましては、文化財保護法に基づき、協議会を置くことを規定するものでございます。

第2条は、協議会の所掌事務として、文化財保存活用地域計画の作成及び変更、並びに実施に関する事項と、文化財保存活用地域計画の推進を図るため必要と認める事項を規定するものでございます。

第3条は、協議会の組織について定めるもので、第1項は、委員の定数を10人以内とすること、第2項は、委員の構成を定めるものでございます。委員の構成につきましては、第1号委員として市職員、第2号委員として関係行政機関の職員、第3号委員として文化財の所有者、第4号委員として学識経験者、第5号委員として市内各種団体を代表する者、第6号委員として公募に応じた市民とするものでございます。

第4条は、委員の任期を2年と規定するものでございます。

次に、議案書5ページをご覧ください。

附則につきましては、第1項で、この条例の施行期日を令和3年4月1日からとするものでございます。

第2項では、春日部市文化財保存活用地域計画協議会委員の日額について規定するため、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例を一部改正するものでございます。

改正の内容でございますが、別表第1に春日部市文化財保存活用地域計画協議会委員、日額5,200円を加えるものでございます。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第2号 春日部市文化財保存活用地域計画協議会条例の制定について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

鎌田教育長

挙手全員であります。

よって、議案第2号は、原案どおり可決と決しました。

次に、議案第3号 春日部市文化財保護審議会条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

中野課長、お願いします。

中野文化財保護課長

議案第3号、春日部市文化財保護審議会条例の一部改正について、提案理由及び内容につきまして説明申し上げます。

議案書6ページをご覧ください。

提案理由でございますが、文化財保護審議会の委員の職名の見直し等に伴い、設置の規定等を改正したく、提案するものでございます。

議案書7ページをご覧ください。

本条例は、先ほど説明いたしました議案第2号、春日部市文化財保存活用地域計画協議会条例の制定に伴い、文化財保護課が所管します各種審議会等の運用を見直し、例規における規定の統一性を図るため、用語の整理を行うものでございます。

次に、条例の主な改正内容について説明申し上げます。

第1条、第2条及び第4条では、委員会を教育委員会へと改めるものでございます。

第3条は、委員の職名を、文化財保護審議会委員に改めるものでございます。

附則につきましては、第1項で、この条例の施行期日を令和3年4月1日からとし、第2項で、委員の委嘱について経過措置を定めるものでございます。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

[「ごさいません」と言う人あり]

鎌田教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第3号 春日部市文化財保護審議会条例の一部改正について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

鎌田教育長

挙手全員であります。

よって、議案第3号は、原案どおり可決と決しました。

次に、議案第4号 春日部市史編さん委員会条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

中野課長、お願いします。

中野文化財保護課長

議案第4号、春日部市史編さん委員会条例の一部改正について、提案理由及び内容につきまして説明申し上げます。

議案書9ページをご覧ください。

提案理由でございますが、市史編さん委員会の委員構成の見直し等に伴い、設置の規定等を改正したく、提案するものでございます。

議案書10ページをご覧ください。

本条例は、先ほど説明いたしました議案第2号、春日部市文化財保存活用地域計画協議会条例の制定に伴い、各種審議会等の運用を見直し、例規における規定等の統一性を図るため、用語の整理を行うものでございます。

次に、条例の主な改正内容について説明申し上げます。

題名及び第1条では、委員会の名称を、これまでの春日部市史編さん委員会から、春日部市市史編さん委員会に改めるものでございます。

第3条は、第2項第1号の教育委員を削り、文化財保護審議委員を、文化財保護審議会委員に改めるものでございます。

第4条から第7条は、他の審議会条例の規定と統一を図るなど、所要の改正を行うものでございます。

附則につきましては、第1項で、この条例の施行期日を令和3年4月1日からとするものでございます。

議案書11ページをご覧ください。

第2項では、条例の経過措置として、委員の委嘱について定めるものでございます。

第3項では、委員の職名を、市史編さん委員から市史編さん委員会委員に改めるため、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例を一部改正するものでございます。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第4号 春日部市史編さん委員会条例の一部改正について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

鎌田教育長

挙手全員であります。

よって、議案第4号は、原案どおり可決と決しました。

次に、議案第5号 令和2年度春日部市一般会計（教育費）補正予算についてを議題としますが、議案第5号及び議案第6号は、3月市議会定例会に上程する議案に関する事項であるため、会議を非公開にしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

[「異議ありません」と言う人あり]

鎌田教育長

異議なしと認め、春日部市教育委員会会議規則第18条の規定に従いまして、これより会議を非公開とします。

それでは、議案第5号について、説明を求めます。

篠原次長、お願いします。

篠原学校教育部次長

議案第5号、令和2年度春日部市一般会計（教育費）補正予算について、提案理由及びその主な内容について説明申し上げます。

議案書12ページをご覧ください。

提案理由でございますが、3月定例市議会に提案する令和2年度春日部市一般会計補正予算に教育費補正予算を要求したく提案するものでございます。

次に、補正予算の内容につきましては、配布いたしました令和2年度春日部市一般会計（教育費）補正予算書及び事業別概要書（第10号）に基づいて説明申し上げます。

それでは、補正予算書1ページをご覧ください。

上段の第1表、歳出予算補正、こちらは総括表でございます。

10款、教育費、補正前の額、80億6,220万2千円から、7,146万7千円を増額し、補正後の額を81億3,366万9千円とするものでございます。

次に、1ページ中段、第2表、繰越明許費補正、こちらは小学校運営事業をはじめ3件について、追加するものでございます。

次に、1ページ下段、第3表、債務負担行為補正、こちらはAED賃貸借（全小学校分）をはじめ2件について、限度額を変更するものでございます。

次に、2ページ、第4表、地方債補正でございます。

こちら、上段の表につきましては、小学校体育館トイレ改修事業について追加するもの、下段の表につきましては、旧粕壁地区公民館解体事業について、限度額を変更するものでございます。

次に、歳入及び歳出の事業別概要について、主な内容を説明申し上げます。

まず、歳入でございます。3ページをご覧ください。

上から3段目、13款、使用料及び手数料、1項7目1節、市民文化会館使用料現年度分、5,279万7千円の減は、市民文化会館の使用料が、当初見込みを下回り、減収が見込まれるため、補正するものです。

次に、その下、市民文化会館駐車場使用料、1,227万8千円の減は、市民文化会館の駐車場使用料が、当初見込みを下回り、減収が見込まれるため、補正するものです。

次に、下から2段目、13款、使用料及び手数料、1項7目5節、公民館施設使用料、1,543万6千円の減は、新型コロナウイルス感染防止策として、公民館の利用制限を行ったこと等により、公民館施設使用料が当初見込みを下回り、減収が見込まれるため、補正するものです。

次に、4ページをご覧ください。

上から2段目、14款、国庫支出金、2項6目1節、学校施設環境改善交付金9,358万円の増は、小学校校舎トイレ改修事業に対し、国から補助金が交付されるため、補正するものです。

次に、5ページ、下から6段目、20款、諸収入、6項4目8節、給食費負担金（学校給食センター）、1,400万円の減は、給食費負担金が当初見込みよりも減となったため、補正するものです。

次に、歳出でございます。今回の補正予算歳出の主なものは、当初予算に計上していた各種業務委託料などの契約金額の確定により契約差金が生じたことや、新型コロナウイルス感染症の影響により、予定していた事業が中止及び変更等になったことより不用額が生じたため、減額補正するものでございます。

また、人件費につきましては、給与に不用額が生じたこと等により、補正するものでございます。

そのため、それ以外の主な内容について、説明申し上げます。

9ページをご覧ください。

上から3段目、小学校運営事業、1,786万2千円の増は、新型コロナウイルス感染症対策に必要な消耗品及び備品等を整備するため、補正するものです。

次に、10ページをご覧ください。

上から3段目、小学校校舎トイレ改修事業、3億2,534万5千円の増は、有利な財源を活用し、小学校校舎トイレ改修事業を実施するため、補正するものです。

次に、下から2段目、中学校運営事業、919万7千円の増は、小学校運営事業と同様、新型コロナウイルス感染症対策に必要な消耗品及び備品等を整備するため、補正するものです。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

岡田委員

小学校のトイレ改修、これは何校分を予定されているのか。今後、予定されているのは、市内22校の小学校があり、残りは何校になるのでしょうか。

教えてください。

鎌田教育長

篠原次長、お願いします。

篠原学校教育部次長

今回の補正予算では、小学校については2校であり、残りは小中を併せまして21校でございます。これは、リニューアル、リフレッシュ全部併せてです

鎌田教育長

私から補足説明いたします。

令和元年度から内牧小学校が全面リニューアル。中野小学校がリフレッシュ改修。

本年度は豊野小学校が全面リニューアル。宮川小学校がリフレッシュ改修。

今ここにありますが補正予算は、来年度予算の前倒しということで、正善小学校と立野小学校を行います。それ以外に大規模改修を行った際に備後小学校は既に終わっています。江戸川小中学校も新校舎建設時に終わっています。

中学校では東中学校は新校舎を建てました。春日部南中学校も谷原中学校と中野中学校が合併する時に改築しましたので、その時に終わっています。

また、遡りますが平成15年に武里南小学校、武里西小学校の両小学校を竣工した時にも、洋式化は終わっておりますので、これだけの学校で、小学校で言うと義務教育学校を含め23校になりますが、10校が終わった計算となっております。

今後も順次、計画に基づいて実施してまいります。令和2年度補正予算では正善小学校、立野小学校の両小学校、令和3年度当初予算では八木崎小学校をリフレッシュ改修の予定が入っておりますので、順次やっていくということになります。

岡田委員

市民の方が小学校体育館のトイレを使わせていただくことになるかと思っておりますので、トイレについてお尋ねさせていただきました。

鎌田教育長

体育館については、今後、予防接種云々のことがあってのご発言かと思っておりますが、体育館のトイレについては洋式化、多機能化も含め今年度をもちまして終わりますので、予防接種の頃には使いやすい状況になります。

そして校舎については、今後、順次進めていくこととなります。

補正予算関係で、他に質問等はありませんか。

[「ごさいません」と言う人あり]

鎌田教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第5号 令和2年度春日部市一般会計（教育費）補正予算について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

鎌田教育長

挙手全員であります。よって、議案第5号は、原案どおり可決と決しました。

次に、議案第6号 令和3年度春日部市一般会計（教育費）予算についてを議題とし、説明を求めます。

篠原次長、お願いします。

篠原学校教育部次長

議案第6号、令和3年度春日部市一般会計（教育費）予算について、提案理由及びその主要内容について説明申し上げます。

議案書13ページをご覧ください。

提案理由でございますが、3月定例市議会に提案する令和3年度春日部市一般会計予算に教育費予算を要求したく提案するものでございます。

内容につきましては、配布いたしました令和3年度春日部市一般会計（教育費）予算書及び事業別概要書に基づきまして説明申し上げます。

最初に、春日部市全体の令和3年度当初予算につきまして、教育費を含めた市の一般会計予算規模は、765億5,000万円で前年度対比は1.7%の増でございます。

それでは、1ページをご覧ください。

上段は、第1表、歳出予算の総括表でございます。令和3年度教育費予算総額は、60億1,104万円で、年度対比で1億4,104万9千円の減、率にして2.3%の減であり一般会計における教育費の占める割合は、7.8%でございます。

次に、下段、第2表、債務負担行為は、表のとおり2件について、期間及び限度額を定

めるものでございます。

次に、歳入及び歳出の事業別概要について、学校教育部、社会教育部それぞれから説明させていただきます。はじめに、学校教育部分の主な内容について、前年度対比で大きく増減のありました項目について説明申し上げます。

まず、歳入でございます。2ページをご覧ください。

下から2段目、13款、使用料及び手数料、1項7目1節、市民文化会館使用料現年度分の5, 275万2千円の減は、新型コロナウイルス感染症の終息の兆しが見えない状況を踏まえ、令和2年度の利用状況を基に、減額したものでございます。

また、その下、市民文化会館駐車場使用料の1, 224万円の減も、同様の理由により、減額となったものでございます。

次に、6ページをご覧ください。

上から2段目、15款、県支出金、2項6目1節、スクール・サポート・スタッフ配置事業補助金の375万3千円の増は、スクール・サポート・スタッフの配置校を増やすことによる事業費の増額に伴うものでございます。

次に、歳出でございます。11ページをご覧ください。

上から2段目、教育センター管理事務の8, 865万9千円の減は、教育センターのエレベーター更新工事が令和2年度内に完了することによるものでございます。

次に、同ページ最下段、市民文化会館運営事業、954万6千円の減は、中央監視装置更新修繕が終了したことによる施設修繕料の減、及び新型コロナウイルス感染症の終息の兆しが見えない状況を踏まえ、令和2年度の利用状況を基に、光熱水費を減額したことによるものでございます。

次に、12ページをご覧ください。

上から3段目、学校教育支援事業の984万4千円の増は、パートタイム会計年度任用職員の期末手当について、令和2年度から継続して採用となった場合の期末手当に係る増分を見込んだことによるものでございます。

次に、15ページをご覧ください。

上から2段目、小学校運営事業の983万8千円の増は、令和3年度より藤塚小学校の水泳授業を民間のスイミングスクールにて実施することによるものでございます。

次に、同ページ最下段、小学校施設維持・管理事業の5, 682万2千円の増は、学校施設の機械警備業務委託について、今年度（令和2年度）が5年契約の最終年度となり、令和3年度が新たな契約の初年度となるため、新たに積算した額を計上したことによるものでございます。

次に、17ページをご覧ください。

最下段、中学校運営事業の2, 021万1千円の減は、光熱水量使用見込みの減及び特別教室の調理台や実験機の入れ替えの件数が令和2年度の2件に対し、令和3年度は1件になったことに伴う庁用備品購入費の減によるものでございます。

次に、18ページをご覧ください。

上から3段目、中学校情報教育推進事業の1, 145万7千円の減は、電算機器借上料の減によるものでございます。

次に、同ページ、下から3段目、中学校施設維持・管理事業の741万9千円の増は、

小学校施設維持・管理事業と同様、学校施設の機械警備業務委託について、今年度（令和2年度）が5年契約の最終年度となり、令和3年度が新たな契約の初年度となるため、新たに積算した額を計上したことによるものでございます。

次に、19ページをご覧ください。

最上段、中学校教科用図書等整備事業の6,722万8千円の減は、今年度（令和2年度）は、令和3年度の中学校教科書改訂による教師用指導書、教材の購入があり、予算額が大きくなっていったことによるものでございます。

次に、同ページ、最下段、小学校給食運営事業の1,937万5千円の増は、子育て環境のさらなる充実と多子世帯に対する経済的な負担を軽減するため、令和3年度より学校給食費の補助を実施することによるものでございます。

以上、学校教育部所管分でございます。

鎌田教育長

神谷次長、お願いします。

神谷社会教育部次長

続きまして、社会教育部所管分の主な内容につきまして、同じく、前年度対比で大きく増減のありました主な事業について、事業別概要書と本日、追加で配布した資料をもとに説明申し上げます。

初めに、歳入について、説明申し上げます。

恐れ入りますが5ページにお戻りください。

5ページの一番下の段、文化財保存事業費補助金の176万1千円の減は、神明貝塚における自然科学分析調査が終了したことに伴う補助額が減少したものです。

なお、今年度は、例年実施しております開発行為に先立つ確認調査及び個人住宅の建設等に伴う事前の記録保存のための発掘調査、史跡神明貝塚の整理調査に加えまして、新たに法定計画であります文化財保存活用地域計画を、2ヵ年で取組むための経費も補助対象として計上しております。

次に、6ページの一番下の段、こちらは、県の補助金である文化財保存事業費補助金の84万6千円の減ですが、県指定文化財への解説板設置に係る経費が減じたことによるものです。

次に、9ページの一番下の段、県営プール入場券売捌収入の179万2千円の皆増は、民間等プール利用事業における県営プールの利用補助の実施方法を、補助金方式から入場券割引販売方式に変更したため、新規に設定したことによるものでございます。

次に、歳出でございます。

21ページの下から3段目、成人式実施事業の215万2千円の増は、令和3年成人式の式典中止に伴い、来年度改めてお祝いの機会を設けるための経費のほか、新型コロナウイルス感染症対策に係る経費等を増額したものでございます。

次に、21ページの下段から22ページにかけて記載している、生涯学習推進事業の18万1千円の増は、学習目標や学習成果等が記録できる生涯学習パスポート、はるがく帳の作成に係る印刷製本費を、計上したものでございます。

次に、22ページの下段、公民館運営事業の1, 276万8千円の増は、旧粕壁地区公民館解体後の地盤変動影響事後調査や内牧地区公民館新駐車場の土地購入費などを踏まえ増額となったものでございます。

次に、23ページの上段、公民館設備改修事業の4, 445万円の減は、旧粕壁地区公民館解体工事に関する経費が減少になることによるものです。なお、今年度は、中央公民館の屋上防水設計業務委託にかかる経費として、352万円を計上しております。

次に、23ページの下段、図書館運営事業の630万円の減は、消耗図書費の購入冊数の見直しによる減、また中央図書館の放送装置修繕が終了したことなどにより減額となったものでございます。

24ページの上段、視聴覚センター運営事業の41万6千円の増は、電波法関連法令の改正に対応したワイヤレスマイクへの買い替え及び新型コロナウイルス感染症予防のための消毒液購入の経費を計上したものでございます。

次に、24ページの下段、文化財保護事業の323万9千円の減は、歳入で説明いたしましたとおり、神明貝塚における自然科学分析調査の終了や、県指定文化財への解説板設置に係る経費が減じたことによるものです。

今年度の予算は、令和3年度から2カ年で文化財保護法に規定されました文化財全般を地域社会総ぐるみで保存と活用を進めるための基本計画であります、文化財保存活用地域計画の策定に要する経費を新たに計上しております。

次に、25ページの上段、郷土資料館運営事業の202万6千円の減は、昨年度特殊事情として計上した収蔵庫内電動収蔵棚の経年劣化に伴う物件修繕料及び資料収蔵先の解体に伴う民俗文化財の運搬料の減額によるものでございます。

次に、25から26ページ、体育総務事務、298万7千円の増は、東京オリンピックにおけるコミュニティライブサイトいわゆるパブリックビューイングの開催に伴う業務委託料や会場使用料の増額によるものでございます。

次に、26ページの下から2段目、小中学校体育施設開放事業、657万5千円の減は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、学校プール開放事業を中止としたため、事業運営委託料が減額となったものでございます。

最後に、26ページ下段、体育施設運営事業、3, 315万8千円の減は、体育施設整備の修繕箇所や内容に伴う施設修繕料の減額及び委託料の皆減によるものでございます。

以上が、令和3年度一般会計予算の教育費のうち、社会教育部所管分にかかる主な内容についての説明でございます。

よろしく、ご審議のほど、お願い申し上げます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

私から1点、補足をお願いしたいと思っております。

資料19ページの一番下、小学校給食運営事業ですが、トータルの金額になっていて非常に分かりづらい部分があるのですが、先程の説明の中で、子育て支援、第3子へのということで、具体的にどのようになるのかということについて、もう少し丁寧な説明をいただきたいと思います。

柳田部長、お願いします。

柳田学務指導担当部長

多子世帯に対する補助ですが、春日部市の場合、就学前は保育料の無償化が行われております。それから18歳までは、こども医療費の助成を行っております。

このような中、小中学校に対する補助が十分でないところがありまして、給食費の支援を行うことで、就学前から高校卒業まで、子育て環境の充実を図っていきたいというのがこの事業の目的になります。

また、教育費の中で、給食費の占める割合が大きいということで、経済的な支援をしていきたいということから出てきた事業になります。

具体的には、小中学校等に在学中の子供がいる家庭の支援となりまして、例えば中学3年生が1番上、中学1年生が2番目、小学4年生が3番目と3人子供がいた場合の家庭では、小学4年生の給食費を無償にするという形になります。また、私立中学へ行っている中学2年生が1番上、公立小学校に行っている小学6年生が2番目、県立の養護学校へ行っている小学3年生が1番下のときには、私立に通っている中学2年生が卒業するまで、2番目の公立に通っている小学6年生が、中学1年生までは給食費を無償にすることになります。

子育てに優しい春日部市の実現として考えられた事業でございまして、県内の人口20万人を超える自治体では初めての取り組みとなります。

以上です。

鎌田教育長

第3子以降ということなので、3人目あるいは4人目、義務教育年齢の幅の中にいる3人目以降、約2,600万円の予算で無償としますが、一度、給食費を納めていただいたうえで、後から還付することになります。

更に詳しい説明を聞かれるようであれば、後程、担当課までお願いします。

他にはありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第6号 令和3年度春日部市一般会計（教育費）予算について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

鎌田教育長

挙手全員であります。よって、議案第6号は、原案どおり可決と決しました。

会議の非公開を解き、これより、会議を公開とします。

以上で、議案の審議を終了し、報告に移ります。

はじめに、報告第1号 春日部市教育委員会の事務部局の職員に対する人事評価実施要綱の制定についてを議題とし、説明を求めます。

篠原課長、お願いします。

篠原学校教育部次長（兼）学校総務課長

報告第1号、春日部市教育委員会の事務部局の職員に対する人事評価実施要綱の制定について、報告申し上げます。

議案書14ページをお開きください。

制定理由でございますが、本要綱の第1条及び要綱第2条において引用している春日部市長の事務部局の職員に対する人事評価実施要綱が、別表第4の加点評価基準表に新たに対象となる資格を追加するため、令和3年1月20日付けで改正されたことに伴い、本要綱を廃止制定したものでございます。

なお、この要綱の施行期日は、令和3年4月1日から施行するものでございます。

以上、報告させていただきます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

以上で報告を終了します。

それでは、次回教育委員会の日程をお願いします。

宗広学校教育部長

3月定例会につきましては、3月26日、金曜日、午後1時30分から、教育センター2階、視聴覚ホールでの開催を予定しております。

鎌田教育長

以上で、2月定例教育委員会を閉会いたします。